

セミナー欠席等による個人賛助会費の取扱いについて

一般財団法人地域活性化センター（以下、「センター」という。）が主催するセミナーの欠席等による個人賛助会費（以下、「会費」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。なお、この取扱いは特段の会費区分の指定がない限り全ての会費区分において適用するものとする。

第1 適用範囲

この規程が適用となるセミナーは次のとおりとする。

- (1) 新たな知と方法を生む地方創生セミナー
- (2) 地方創生実践塾

第2 セミナー欠席及び欠席に伴う個人賛助会費等の取扱い

(1) セミナーを欠席する場合の取扱いは次のとおりとする。

- ① 個人賛助会員（以下、「会員」という。）が欠席の連絡をしなかった場合、または、セミナー開催日の3営業日前に欠席の連絡をした場合、センターは会費を返金しない。ただし、理事長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- ② 会員がセミナーの開催日の4営業日以前に欠席の連絡をした場合、当該年度に実施する他のセミナーに振り替えることができる。ただし、やむを得ない理由で振替ができない場合、会費を返金するものとする。
- ③ 会費の区分がA会員及びB会員、L会員である場合、会員は連絡をした場合に限り開催日の3営業日前であっても、他のセミナーに振り替えることができる。ただし、会員の都合で他のセミナーに振替ができない場合、納入された会費は返金しない。
- ④ 会費を返金する場合であっても、センターはセミナー参加に係る交通費、宿泊費等の費用を負担しない。

(2) (1) ②において返金額は、入金済み額から振込手数料を差し引いた額とする。

第3 セミナー中止又は開催日時等の変更に伴う個人賛助会費等の取扱い

- (1) センターはセミナーを中止または開催日時、方法等を変更する場合、開催日の3営業日前までに会員にメール等で通知する。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
- (2) センターがセミナーを中止または開催日時、方法等を変更する場合、会員は変更されたセミナーに参加もしくは他のセミナーへの振替ができるものとする。ただし、当該年度内に振替可能なセミナーが開催されない場合、または、会員がやむを得ない理由でセミナーに参加できない場合、会費は全額返金する。

- (3) (2)において会費の区分がA会員及びB会員、L会員である場合、センターは賛助会費サービス一覧に定める会費に対して、会費区分で定めるセミナーの回数で除した金額を実施しなかった回数に応じて返金する。
- (4) (1)及び(2)、(3)における会費の返金にかかる振込手数料はセンターが負担する。
- (5) 個人賛助会費全額を返金する場合であっても、センターはセミナー参加に係る交通費、宿泊費等の費用を負担しない。
- (6) 天災、疫病等の事由で会員が欠席する場合であっても、センターがセミナーを中止又は開催日時、方法を変更する連絡をしない限り第2の規定を適用する。

第4 個人賛助会費区分の変更

- (1) 会員が会費区分を他の区分に変更する場合、差額を納入するものとする。ただし、現在の会費区分より安価な区分に変更する場合、その差額は返金しない。
- (2) (1)における会費に係る振込手数料は会員が負担する。ただし、センター都合による変更の場合は、振込手数料はセンターが負担する。